

一般社団法人 兵庫県建築会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県建築会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築に関する技術、設備、資材等建築界共通の諸問題並びに法令の普及、環境対策等に関する調査研究をなすとともに、各種業界の連絡機関となって、斯界の進歩発展に寄与し、広く地域社会における公共の福祉、住民の利益に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築に関する法令の普及を図ること。
- (2) 建築環境に関する対策を講じること。
- (3) 建築及び設備技術者の技術向上を図ること。
- (4) 建築資材の改善と建築資材について防火、防毒等の防備を図ること。
- (5) 建築に関する会報及び広報等を発行すること。
- (6) 会員の指導及び会員相互の連絡協調を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 特別会員 学識経験者その他の者で理事会において推せんされた者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になったとき及び毎年、総会（第13条において規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、入会金及び会費を免除する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長(第21条に規定する会長をいう。以下同じ。)は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上納付しないとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前3条の場合において、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

2 会員が資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることができない。

第 4 章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 重要財産の処分
- (5) 入会金及び会費の基準
- (6) 会員の除名
- (7) 理事及び監事の選任及び解任
- (8) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示し、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を総会の日々の1週間前までに、正会員に書面でもって通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた順位に従って副会長(第21条で規定する副会長をいう。以下同じ。)がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人をしてその議決権を行使させることができる。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員の中から選任された2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長のうちの1名をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 第2項の専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び代表理事である副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表しその業務を執行する。

3 その他の副会長は、会長及び代表理事である副会長を補佐する。

4 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員された理事の任期は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び正会員でない監事には報酬を支払うことができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、報酬等の支給に関する基準を総会において別に定める。

(責任の一部免除)

第28条 本会は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善良でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 名誉顧問 及び 顧問

(名誉顧問及び顧問)

第29条 本会の運営に関し重要な事項を円滑に処理するため、任意の機関として、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、本会の運営に関し重要な事項について会長の諮問に応え、会議に出席し意見を述べることができる。
- 3 名誉顧問及び顧問は、理事会の決議に基づき会長が任免する。
- 4 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。
- 5 その他、名誉顧問及び顧問について必要な事項は、理事会において定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電

磁的方法により、開催の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた順位に従って副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、代表理事である副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

ただし、会長及び代表理事である副会長の選定及び解職を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた 事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第43条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、兵庫県において発行する神戸新聞に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員の任免は理事会の決議に基づき会長が行い、その他の職員の任免は会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 12 章 補則

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、瀬戸本淳 代表理事である副会長は、棚田 肇とする。

附則

- 1 この定款は議決の日から施行する。